

起業支援及び空き店舗対策事業補助金 対象要件チェック表

対象となる事業（すべてに該当すること）

- フランチャイズチェーン等の画一的営業ではないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業ではないこと（裏面参照）

全体の対象者要件（すべてに該当すること）

- 新たに事業を営もうとする個人（会社を設立する場合にあってはその代表者となるものに限る。）であること
- 開業の経験がないこと（廃業後10年以上が経過している場合は要相談。なお、事業継承も開業経験として扱います。）
- 中小企業者又はこの起業を機会に中小企業者になること
- 申請時点で伊東市民であること
- 市税等を滞納していないこと
- 特定創業支援事業を修了していること
- 市内に店舗又は事務所を構えること
- 営業時間が1日8時間以上で、週に5日以上営業であること
- 今回の補助対象について、開業から24か月以上継続して営業すること
- 補助対象事業について、まだ着手していないこと

<補助対象経費>

店舗改装

什器購入 ※消耗品やリースは対象外、単価が1万円以上のものに限る。

広告宣伝

- 暴力団関係者でないこと
- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- 重複して他の補助金等の交付を受けていないこと
- 営業に必要な許認可を受けている又は開業までの間に受けること
- 開業後1年間に限り、4か月ごとに事業状況の報告をすること
- 原則、年度内に事業完了の報告ができること（年度をまたいでの開業は要相談）

商店街（※1）の空き店舗を借りる場合（すべてに該当すること）

- 夜間（18時～6時）の営業時間が日中（6時～18時）の営業時間を超えないこと
- 商店街に加盟すること

※1 事業開始後2年が経過する日までに係る確定申告書（法人成りした場合は決算書）

の写しの提出を求めることがありますので、その際にご対応ください。

※2 商店街とは…伊東市商店街連盟に加盟する商店街（下記9商店街）

駅前仲丸通り、湯の花通り、キネマ通り、中央商店会、あんじん通り 温泉橋通り、桜木町通り、宇佐美駅前通り、やまもプラザ

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律について（補助対象とならない業種）

種 類		第2条	具 体 例
風 俗 営 業	接待飲食店等 営業	1項1号	キャバレー等
		1項2号	クラブ・ラウンジ・キャバクラ等
		1項3号	ダンス飲食店
		1項4号	ダンスホール等
		1項5号	低照度飲食店
		1項6号	区画席飲食店
	遊技場営業	1項7号	マーじゃん店・パチンコ店等
		1項8号	ゲームセンター等
性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	店舗型性風俗 特殊営業	6項1号	ソープランド
		6項2号	店舗型ファッションヘルス
		6項3号	ヌードスタジオ・のぞき部屋・ストリップ劇場等
		6項4号	ラブホテル・モーテル・レンタルルーム
		6項5号	アダルトショップ・大人のおもちゃ屋等
		6項6号	出会い系喫茶
	無店舗型性風俗 特殊営業	7項1号	派遣型ファッションヘルス等
		7項2号	アダルトビデオ等通信販売営業
	映像送信型性 風俗特殊営業	8項	インターネット等利用のアダルト画像送信営業
	店舗型電話異 性紹介営業	9項	テレフォンクラブ（入店型）
	無店舗型電話 異性紹介営業	10項	ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等
接客業務委託営業	11項	コンパニオン派遣業等	

※スナック等も接待行為（お酌やカラオケのデュエット等）がある場合は、補助対象外となります。